

岩手県告示第631号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年10月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社まるも
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鍛冶町二丁目14番12号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤桂樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第4951号
 - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年10月7日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年10月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三井钣金工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市葉の木沢山405番地9
 - ウ 代表者の氏名 三井雅史
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第20094号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年10月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 合同会社建築舎
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市紺屋町3番10－307号
 - ウ 代表者の氏名 貫洞利一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－30）第20576号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月7日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年10月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社シバタ美装興業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下飯岡16地割5番地2
 - ウ 代表者の氏名 柴田優行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第20681号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年10月6日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和4年9月27日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 小林土木工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩23地割60番地の3
- ウ 代表者の氏名 小林幸雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第40102号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月22日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年10月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社アイテック
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市早瀬町三丁目9番11号
- ウ 代表者の氏名 多田久美子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第40113号
- (3) 処分の内容 大工工事業、管工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年10月11日付けで大工工事業、管工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年9月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社サンライズ
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市上諏訪310番地
- ウ 代表者の氏名 佐々木仁
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第40186号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月29日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年10月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社美弥ハウス
- イ 主たる営業所の所在地 釜石市大渡町二丁目4番2号
- ウ 代表者の氏名 宮城秀一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第90081号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月14日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。